

(財)世界人権問題研究センター 理事長・京都大学名誉教授 上田 正昭

一九九四年の二月、国連第四九回総会は、一九九五年から二〇〇四年までを「人権教育のための国連一〇年」とすることを決議し、その「行動計画」を決定しました。そして人権

濫用を防ぐために行動することを奨励している点も軽視できません。

教育を「あらゆる発達段階の人びと、あらゆる社会階層の人びとが、他の人びとの尊厳について学び、またその尊厳をあらゆる社会で確立するための方法と手段について学ぶための生涯にわたる総合的な過程である」と定義しました。また、「人権という普遍的文化を構築するために行う、研修、普及、広報努力」の必要性を指摘しました。さらに「人権を守り、人権の

日本における成果としては、人権教育の重要性に関する認識が高まり、様々な分野で個別に取り組まれてきた人権教育が連携を深めて組織的・総合的に実践されるようになったことや、各方面での行動計画や推進体制、人権教育・人権啓発のセンターが次第に整備され、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や人権のまちづくり条例の制定などが注目されます。



しかし二〇〇一年二月の時点での国連人権高等弁務官事務所の公表によりますと、国連加盟国一九一カ国のうちで、「国連一〇年」に参加連動した国は八六カ国にとどまっています。国内では京都府をはじめとする都道府県が「行動計画」を策定してその具体化に努力してきましたが、六県では推進本部の設置や行動計画の策定はされておりません。京都市もその実践に取り組んできましたが、全国市町村のうちおよそ五分の一しか具体的な活動を展開していないのが現状です。

国連では「人権教育のための世界プログラム」が検討されていますが、人権教育推進の輪を広げ、学校はもとよりのこと、家庭・職場・地域での活動を強化し、幼少の頃からの人権の基礎教育を前進させることが非常に重要です。